## 法哲学演習 (2005/06/20)

# 第8回 「保険としての社会保障」

担当者: 今津隆太·福井友美

#### ① 要約

今回の論文は筆者のいう仮想保険市場による資源の平等について段階的に考察し、 そこでなされる反論にも触れながら、これの適切な観念を理解しようとするもので ある。

一人の人間の生涯に平等に割り当てられるべき社会的資源を測定する真の尺度は、 当の資源が現実に他人にとってどれほど重要なものかを問うことで定まる。これを 提供してくれるのが、無人島での平等な競売である。では、この装置はより一般的 な資源の平等の理念をも説明することができるだろうか。

競売の後、人々には様々な運不運が降りかかると考えられる。人々の選択とは何の 関連もない自然の運から生ずる相違は正当化できない。しかし、先行するリスクが 平等であるという条件のもとでは、自らリスクを受けるか否かを選択できる選択の 運から生ずる結果は乱すべきではない。このとき、保険が利用可能であったとすれ ば、自然の不運に遭った二人の間の相違は選択の運に属する事柄であることを意味 する。

資源の分配は、人々の行う選択が他人に影響を及ぼすコストや他人に与える利益を 反映するものでなければならない。他方、同じ企図を抱く人々の間で営まれる自由 な経済活動において所得の相違を生み出すような能力上の差異が、資源の分配に影 響を及ぼすことがあってはならない。

そこで、様々なハンディキャップを被るリスクやある能力を持たない可能性が人々にとって事前に平等であったとするなら各個人がどれほどの保険に入ったかを問うことによって、全ての人々に共通の固定した保険料を定め、この保険による強制保険を通じて仮想的な保険市場を実現していくことが考えられる。損失を補償されないことから生ずる効用の限界的逓減が、保険料の効用上のコストよりもはるかに大きいとき、大抵の人々は、低いレヴェルでならば、金銭的に不利であっても事実上保険に入るであろう。

この仮想保険を税制度へと転換させる際に考えられる欠陥については、特定の担保保険に対して定額の保険料を要求するのではなく、被保険者が後になって稼げると判る収入が増大すれば保険料も増すように定める、共同保険を採用する、能力や機会の挙証責任を被保険者自身に課す等により対応できる。

以上のように、不利益を被る同等の蓋然性が前もってすべての人々に主観的に与えられており、それ故この不利益に備えて保険に入ることで当の不利益を緩和する同等の機会が全ての人に与えられている世界では平等が成り立っているのである。

### ② 引用

・「競売を補う意味で、移住者たちが今や仮想保険市場を創り出したとしよう。彼らは、強制保険を通じてこの市場を実現化していく。すなわち、様々なハンディキャップを被るリスクが人々にとって事前に同等であったとするなら、平均的な移住者は保険の手段によって何を購入したであろうか、ということの推量に基づいてすべての人々に共通の固定した保険料を定め、この保険料による強制保険を通じて仮想的な保険市場を実現するのである。」(p114)

筆者は、自然の運や不運がなかったならば、社会の平均的な成員は特定のレヴェルで保険に入るであろうし、これに応じた仕方で障害を被る人々に補償するであろうと述べている。その結果、身体障害を被る人々は、ほかの人々よりも多くの資源を使うことができるようになる。

筆者も認めているとおり、ある人々は生まれながらにして身体障害者であり、身体障害者になる可能性は人々の間に任意に分配されているのではなく、遺伝的な経路にそって存在している。しかし、現実の保険会社のいくつかに見られる遺伝的な理由による差別を排除するためのテクニックとして筆者の考え方を支持すべきではないだろうか。

・「第一に、所得レヴェルが低下するにつれて、特定の人間が当該レヴェルの収入 獲得のために必要な力を持つ確率は増大し、通常の経済機構における所得レヴェル のかなりの部分について、この確率は所得レヴェルの低下率よりも速く増大してい く。したがって、通常の所得分配の第50パーセンタイルのところでの所得額を稼 ぐに必要な能力をもつ人々の数は、第99パーセンタイルでの所得額を稼ぐに必要 な能力をもった人々の数より2倍以上も多いことになる。それゆえ保険の担保範囲 が低下するにつれて保険料も低下するとき、少なくともかなり広い領域に亙って保 険料は担保範囲の低下よりも速い度合いで低下していく。」(p137)

これは、「大抵の人々が平等な条件で保険に入る機会が与えられれば低いレヴェルでなら事実上保険に入る」いうことの理由になっている。保険料が低下するにつれて、損失を被る蓋然性も低下していくわけではあるが、この状況こそが普通の保険のケイスなのである。起こりそうもない莫大な損失を防ぐために我々はわずかな特定損失を引き受けるのであるが、この起こりそうもないことが起こった時、保険の限界効用は極めて大きくなる。よって金銭的には不利な取引であっても「保険」をかけることは十分に正当化されるのである。

### ③ 問題の定式化

- 1、P121、L18「しかし今や、この時点に至っては我々は羨望テストを原則としてでさえ 主張すべきではない、という反論がなされるかもしれない。」とあるが、これはどのような反論であるか。筆者はどのように述べているか。
- 2、P144、L3「この税制度は二つの観点から批判されうるだろう。」とあるが、これはどのようなものか。
- 3、ノージックの主張についてこの論文でも触れられているが、筆者の主張との共通点は あるか。あるならどの点か。また、相違点についてはどうであるか。
- (4、筆者の想定する「仮想保険市場」において、仮に保険料を払えない人がいるとするとその人はどうすればよいだろうか。)

#### <補足>

- ・選択の運・・・人格に影響
- ・自然の運・・・環境や資質(才能・障害)に影響

※人々の才能や障害は「自然の運」によって発生するものであるから、その違いを補うために「保険」が必要となってくる、とドゥウォーキンは述べている。